

## シリーズ 途上国における企業の社会貢献活動 4

# ミャンマーの事例

国際事業本部 国際研究部 秋山 卓哉

### ミャンマーにおける外国直接投資

2011年3月にテインセイン政権が発足し、民主化が開始された。2010年の総選挙のときも、テインセイン大統領が施政方針演説で、良い統治(good governance)に向けた改革や国民の尊重といった言葉を用いたときも、選挙や施政方針演説を額面通りに受け入れて、ミャンマーで民主化や政治改革が進むと信じた者はほとんどいなかった。しかし、2011年7月の「殉教者の日」式典に政府がアウンサンスーチー氏の参加を9年ぶりに認めた頃から、テインセイン政権の改革姿勢が本物ではないか、という見方が広がっていく。その後も報道の検閲廃止やデモの容認等、民主化は進み、2012年8月現在では、ミャンマーで大きな改革のうねりが起きていることを疑う者は少なくなった。もちろん、新憲法が議会における議席の1/4を軍人枠に割いていることが示す通り、現在の民主化・政治改革はあくまで国軍の既得権益を害さない限りという留保は付く。とはいえ、2011年3月時点でこれほどの政治改革が実施されるとは誰も想像できなかったであろう。

改革の一環として、外国投資を規定した「外国投資法」(1988年制定)についても改正作業が進められている。本稿執筆時点(2012年8月現在)では、外国投資法改正案は下院を通過した段階で<sup>i</sup>、まだ採択には至っていない。そのため、外国投資法改正が目前に迫るものの、ここでは、ミャンマーの投資管轄官庁や現行の外国投資法を概観することにする。

ミャンマーの投資窓口はミャンマー投資委員会(Myanmar Investment Commission)である。ミャンマーでは外資100%のミャンマー法人の設立が可能で、外国投資法に基づいて設立された企業<sup>ii</sup>は3年間の法人所得税の免税措置を受けられる。ミャンマー投資委員会が認める場合は、免税期間の延長や輸出による利益の減税等の措置を受けることができる。しかし、優遇措置を受けられる条件は明確でなく、申請をミャンマー投資委員会が個別に判断するため、判断が恣意的に行われていた。また、外資企業は土地所有ができず、国有地を10~30年間(50年に延長可能)リースするよりほかない。国営企業が事業展開する分野、すなわち、①チーク材の伐採・販売・輸出、②植林・森林管理、③石油・天然ガスの採掘・販売、④真珠や翡翠等宝石の採掘・輸出、⑤魚やエビの養殖、⑥郵便・通信、⑦航空・鉄道、⑧銀行・保険、⑨ラジオ・テレビ放送、⑩金属の採掘・精錬・輸出、⑪治安・国防関連商品の生産に外資企業が参入することは制限されており、ホテル業や観光業等、所管官庁の許認可を要する分野もある。

2012年8月30日現在、外国投資法は改正されていないが、法人税免税期間の延長(3年→5年)や、外資企業と私人との土地賃貸契約の容認等が盛り込まれるものと見られている。なお、外国投資法の改正が進まない要因は、改正案についてほぼコンセンサスが得られていたものの、ここにきて国内産業保護の観点から反対意見や懸念が出ているためである。具体的には、外資100%で投資可能な企業を地場企業が持たない技術を持つ企業に限定することや、天然資源・河流・港湾等に有害な影響を与える事業は制限すべきといった意見が提案されている模様である<sup>iii</sup>。

## CSRに関する制度、政府関連組織の取組

ミャンマーではCSRに関する明確な基準は設けられておらず<sup>iv</sup>、環境や労働権に関わる法制度も十分整備されていない。また、法令が存在しても、法令そのものが不適切であり、財源不足から法の執行も不十分である<sup>v</sup>。労働権について、ミャンマーはILO条約に加盟しており、労働関連法規は存在するが、軍事政権下で強制労働が行われるなど労働関連法規は遵守されていなかった。

このように、ミャンマーではCSRに関する法制度は存在しない。ただし、後述するように、ミャンマーでもCSRの事例は見られ、また、新政権発足後、ミャンマー商工会議所(Union of Myanmar Federation of Chambers of Commerce and industry: UMFCCI)がCSRの普及を試みるなど、CSRが同国で広まる可能性は大いにある。

## 企業、業界団体、NGO等によるCSR活動への取組み①: 軍事政権下のCSR

ガバナンスが脆弱ないし抑圧的な国で、かつ天然資源が豊富な国で事業を展開する企業は、そうした国で事業を行うことが抑圧的な体制の延命や同地における人権侵害・内戦を引き起こすとして、欧米NGOや世論の批判を受けることがある。1990年代に東南アジアのナイキ社委託先工場において、児童労働・強制労働等といった問題が発覚し同社製品の不買運動や学生デモが発生したこと、そうした事態に対してナイキ社が労働権侵害や労働環境改善に取り組む体制を整備したことがCSRの重要性が認識される一つの契機であったように、CSRには企業がNGOや世論等、社会からの批判から自社を「防衛」する手段という側面がある。グローバル化が進んだ1990年代、新興国や途上国が外資企業を誘致するために自国の人権や労働権を制限する問題(底辺への競争)や、シエラレオネやアンゴラ、コンゴ民主共和国といった資源国の内戦に天然資源の密輸やそこに企業が関わっていることが明らかになると、企業自体がそうした社会への悪影響を防止・改善するよう行動すべきという要請が強まってきた<sup>vi</sup>。特に後者の問題について、シエラレオネ内戦の紛争当事者である反政府武装勢力RUF(革命統一戦線)が非戦闘員に対して四肢切断等の残虐行為を行っていること、そしてRUFの資金源が違法採掘によるダイヤモンドであること<sup>vii</sup>、そして違法採掘されたダイヤモンドが合法的に採掘されたダイヤモンドと区別なく市場に流通していることが明らかになると、ダイヤモンド採掘・流通最大手のデビアス(De Beers)社に対してNGOがダイヤモンド流通規制に取り組むよう圧力をかけた。こうした批判に応えるため、デビアス社を中心としたダイヤモンド業界は、政府やNGOらとともにキンバリー・プロセス認証制度を導入した。コンゴ民主共和国についても、国連が天然資源の違法採掘・密輸が内戦を助長しているとする報告書を公表するなど<sup>viii</sup>、天然資源が政情不安や内戦をもたらすこと、それに企業が関わっていることが問題視されるにつれて、天然資源が豊富で、かつガバナンスが脆弱な国や抑圧的な国で企業が事業を展開することに対する視線が厳しくなってきた。

ミャンマーは1988年以降長らく軍事政権の統治が続いた。欧米諸国が対ミャンマー経済制裁を実施したため、日本企業や欧米企業の多くはミャンマーから撤退するか、事業を縮小することを余儀なくされた。しかし、ミャンマーは石油や天然ガスといった天然資源が豊富であることから、米国のCHEVRON社やフランスのTOTAL社など一部の企業は軍事政権下でも事業を展開していた。他方で、軍事政権下のミャンマーは抑圧的な政府であること、天然資源が豊富であることという条件を満たしていたことから、欧米NGOは、ミャンマーでの事業が強制労働や人権侵害、軍事政権の延命を招くとして、ミャンマーで事業を行う企業を激しく批判した<sup>ix</sup>。こうした批判をかわすべく、これらの企業はCSR活動を実施してきた。以下、代表的な事例としてフランスのTOTAL社のCSR活動を取り上げる。

TOTAL 社は、ミャンマー最大規模のパイプライン・プロジェクトである、Yadana パイプライン・プロジェクトを CHEVRON 社や PTTEP 社(タイ)、ミャンマー石油ガス公社(MOGE)とともに実施している。同プロジェクトは 1992 年 7 月にミャンマー政府との間で基本合意が締結され、2000 年から商業生産が開始された。生産能力は日産 1 億 4800 万立法メートルである。NGO は Yadana パイプライン・プロジェクトで強制労働が行われているとして TOTAL 社を批判してきた。対して、TOTAL 社は NGO の批判を事実無根とした上で、TOTAL 社は雇用の創出や技術移転、社会・経済プログラムの実施、環境に配慮した開発等、様々な措置を講じていると反論している<sup>x</sup>。TOTAL 社の社会・経済プログラムの概要は以下のとおりである。

- ◆ パイプライン周辺地域において 1995 年に開始。対象地域は、25 村、31,000 人(同地域在住全住民数は 50,000 人)。
- ◆ 村民との緊密な協力によりプログラムを設計。
- ◆ 1995 年から 2009 年まで 2077 万 US ドルを支出(2009 年単年では 266 万 US ドル)。
- ◆ 予算の半分はパイプライン周辺地域に充てられ、残り半分はミャンマー全土に充てられる(2009 年)。
- ◆ 優先分野: 公衆衛生、教育、経済発展、インフラ整備
- ◆ 達成内容: 無料の公衆衛生と予防接種の実施、学校出席率の増加、家畜・農業生産の増加、道路・橋梁・サッカー場などの整備
- ◆ 全国での取り組み: ヤンゴン地域における孤児院の支援、視覚障害者援助に対する支援、NGO および WHO と協力してマンダレー地域にて HIV/AIDS 予防・治療、ミャンマー公務員に対する訓練を実施している国連訓練調査研究所(UNITAR)を支援

さらに、TOTAL 社はミャンマーで事業を展開すること自体、地元の利益になることを強調する。TOTAL 社が撤退したとしても、他の企業がその穴を埋めるだけで、かつその企業が TOTAL 社以上に CSR に取り組む保証はない。そのため、TOTAL 社はミャンマーに残り続けることが人権保護や開発につながると主張している。

## 企業、業界団体、NGO 等による CSR 活動への取り組み②: 地場企業、日系企業の事例と新政権発足後の動向

これまでミャンマーにおける CSR といえば、上記のように資源国における欧米企業の CSR 活動という文脈で扱われることが多く、地場の企業が CSR 活動を実施しているのか、実施している場合、どのような CSR 活動を実施しているかについてはほとんど知られていなかった。ここでは地場企業の CSR 活動に焦点を当てるとともに日系企業の CSR 活動を取り上げる。最後に 2011 年 3 月の新政権発足後の動向に触れて、本稿の締めくくりとしたい。

ミャンマーのサージ・パン・アンド・アソシエーツ(SPA)のグループ企業である SPA Motors 社は、CSR 活動として、2008 年 5 月のハリケーン・ナルギス被災者への人道支援やサッカーチームへの支援、奨学金の提供、後発発展地域への工場設立等の活動を実施している<sup>xi</sup>。その他、ミャンマー最大の複合企業である Asia World 社や民間航空会社の Air Bagan 社などの地場の大企業もハリケーン・ナルギスの被災地支援などの CSR 活動を行っている<sup>xii</sup>。

地場の企業が CSR を行う動機・理由は様々である。SPA Motors は社会的責任を果たすことが CSR の目的としている。また、功德を積むために寄付や CSR 活動を行う企業がいるとのことで、ミャンマーが仏教国であ

ることも CSR 活動の実践に影響を与えている<sup>xiii</sup>。他方、Asia World 社と Air Bagan 社は、異なる理由で CSR 活動を行っている。欧米諸国の経済制裁により、軍事政権関係者もしくは軍事政権関係者と近い有力者が経済制裁の対象になることが少なくなかった。2008 年、Asia World 社およびそのグループ会社、そして経営者の Lo Hsing Han は軍事政権を支持していること、および軍事政権から港湾、高速道路、政府施設の建設事業を請け負うなど多くの便宜供与を受けているとして、資産凍結と米国企業との取引が禁止された<sup>xiv</sup>。経済制裁を受けて、Lo Hsing Han は経済制裁で負ったマイナスのイメージを払拭するために CSR 活動を実施した<sup>xv</sup>。このように経済制裁から逃れるため、ないしマイナスのイメージを払拭することを目的として CSR 活動がなされた例もある。

次に日系企業の CSR 活動を取り上げる。三井物産は、学校建設支援や中古絵本の提供など教育に力を入れた CSR 活動を行っている。以前から三井物産は社内の就業プログラムを通じてヤンゴン外国語大学と関係があったことから、同大学学生の日本留学支援プログラムを実施している。CSR を実施する理由として、三井物産は、同社の評判を高め、ミャンマーにおける同社のプレゼンスを高めることを挙げている。

ミャンマーで医療機器販売を手掛ける Myanmar Yutani は、医療機器分野の専門性を生かして、日本の NGO であるジャパンハート(Japan Heart)と協力してミャンマーで医療技術普及・向上のためのセミナーを開催している。日本の透析センターには技師の資格を持つ医師が常駐しているが、ミャンマーでは技師の資格を持つ人間が常駐していないため、透析装置が故障しても修理できないという問題を抱えている。そのため、Myanmar Yutani は人工透析装置を扱える技師を育成するためにセミナーを開催している。Myanmar Yutani によれば、CSR 活動がビジネス上の利益に直結することはなく、また CSR 活動を実施しないことによるビジネス上の不利益もないとのことであるが、CSR 活動を実施することで会社の評判が高まるため、間接的にビジネス上の利益になるとしている。

最後に 2011 年 3 月の新政権発足後の動向について触れておく。UMFCCI は、CSR を扱う部署を新たに設立し、CSR 普及のためのセミナーやシンポジウムを開催する等、新政権発足後 CSR の普及に取り組んでいる<sup>xvi</sup>。ただし、UMFCCI 自体、CSR について学習途上であり、また、多くの企業は未だ CSR は欧米の価値観という認識であるため、UMFCCI の取り組みによってすぐに CSR が普及するかは未知数である。加えて、CSR は定義の難しい概念であることから、UMFCCI も正しい CSR の定義について判断がつかず困っているとのことであった。CSR の概念は曖昧であり、しばしば寄付と同一視されるが、CSR は寄付以上に包括的な活動を含む概念であることがまず理解されなければならない。

このようにミャンマーにおいて CSR が普及するには今しばらく時間がかかると思われるが、UMFCCI が CSR を扱う部署を設置し、セミナー等の開催に力を入れるなど、CSR を普及させようとする動きが新政権発足後見られる。したがって、今後ミャンマーでは CSR の重要度が高まると予想されるため、ミャンマーへの進出を検討している日系企業はミャンマーの CSR 動向を注視するべきである。



図表 1: ミャンマーにおける企業の CSR 活動の具体的事例

	企業名	事業内容	CSR 活動事業
1	TOTAL	資源開発	無料の公衆衛生と予防接種の実施、道路・橋梁・サッカー場等のインフラ整備、孤児院・視覚障害者援助等に対する支援、HIV/AIDS 治療等を実施。1995 年から 2009 年までに 2,077 万 US ドル規模。
2	CNOOC (中国海洋石油総公司)	資源開発	新規事業前の環境・社会影響評価の実施、災害援助、教育支援
3	三井物産	総合商社	ヤンゴン外国語大学への教育資材提供・留学支援、学校建設支援、中古絵本の提供
4	Myanmar Yutani	医療機器	透析装置等医療機器に関するセミナー開催
5	日本財団	公益財団	100 校建設プロジェクト
6	SPA Motor	自動車	ハリケーン被害者への人道支援、サッカーチームへの支援、奨学金の提供、後発発展地域への工場建設
7	Asia World	複合企業	ハリケーン被害者への人道支援
8	UMFCCI	公益団体	CSR 活動の普及

出所: 各企業ウェブサイト上の CSR 報告書および現地調査より

※本稿は、一般財団法人外国為替貿易研究会『国際金融』2012 年 1 月号に掲載の「海外進出時における社会的責任(CSR)活動」に加筆修正を行ったものである。

(当社発行『GLOBAL Angle』2012.9 より転載)

<sup>i</sup> “MPs pass law on foreign investment,” *Myanmar Times (online)*, August 20-26, 2012.

<sup>ii</sup> 外国投資法は、最低投資金額を製造業で 50 万ドル、サービス業で 30 万ドルと定めている。投資金額がそれ以下である場合は、外国投資法ではなく会社法の適用を受ける。

<sup>iii</sup> “MPs pass law on foreign investment.”

<sup>iv</sup> ミャンマー現地調査(2012 年 1 月 25 日-30 日)

<sup>v</sup> US Department of State, 2010 Investment Climate Statement, March 2010, <http://www.state.gov/e/eeb/rls/othr/ics/2010/138043.htm> (2011 年 9 月 6 日アクセス)

<sup>vi</sup> Nicola Mary Black (2009), *Blood money: A grounded theory of corporate citizenship; Myanmar (Bumra) as a case in point*, chap.2. <http://researchcommons.waikato.ac.nz/handle/10289/3577> (2012 年 8 月 7 日アクセス)

<sup>vii</sup> こうしたダイヤモンドは紛争ダイヤモンド (conflict diamond) やブラッド (血塗られた) ダイヤモンド (blood diamond) と呼ばれる。シエラレオネ内戦や紛争ダイヤモンドの問題は、2006 年にレオナルド・ディカプリオ主演の映画「ブラッド・ダイヤモンド」で取り上げられている。

<sup>viii</sup> United Nations (2002), *Final Report of the Panel of Experts on the Illegal Exploitation of Natural Resources and Other Forms of Wealth of the Democratic Republic of the Congo (S/2002/1146)*

<sup>ix</sup> TOTAL (2010), *TOTAL in Myanmar: a sustained commitment*, pp.49-51.

<sup>x</sup> *Ibid.*

<sup>xi</sup> SPA へのインタビュー (2012 年 1 月 26 日)

<sup>xii</sup> Myanmar Yutani へのインタビュー (2012 年 1 月 30 日)

<sup>xiii</sup> *Ibid.*

<sup>xiv</sup> “U.S. Issues New Sanctions Against Myanmar, Freezes Business Assets Connected to Regime,” *Fox News*, 25 February, 2008. <http://www.foxnews.com/story/0,2933,332412,00.html> (2012 年 3 月 2 日アクセス)

<sup>xv</sup> Myanmar Yutani へのインタビュー

<sup>xvi</sup> UMFCCI へのインタビュー (2012 年 1 月 25 日)

－ ご利用に際して－

- 本資料は、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一した見解を示すものではありません。
- 本資料に基づくお客様の決定、行為、及びその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所：三菱UFJリサーチ&コンサルティングと明記してください。
- 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要ですので、当社までご連絡下さい。